

「住民基本台帳に関する事務 全項目評価書」（素案）からの変更箇所一覧 新旧対照表

No	頁	該当箇所	変更後（現在の記載）	変更前（素案の記載）	変更理由	変更の契機
1	3	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務内容	(略) なお、9の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、 <u>行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令</u> （平成26年11月20日総務省令第85号。以下「個人番号カード省令」という。）個人番号カード省令第35条（個人番号通知書・個人番号カード関連事務の委任）に基づき機構に対する事務の一部の委任が認められている。そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。	(略) なお、9の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、 <u>行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令</u> （平成26年11月20日総務省令第85号。以下「個人番号カード省令」という。）個人番号カード省令第35条（個人番号通知書・個人番号カード関連事務の委任）に基づき機構に対する事務の一部の委任が認められている。そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。	文言整理	第三者点検
2	3	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ②システムの機能	<u>番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表</u> に規定する住民票関係情報をいう。	<u>番号法別表第2</u> に規定する住民票関係情報をいう。	文言整理	第三者点検
3	14	II 特定個人情報ファイルの概要 (1) 住民基本台帳ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元	〔○〕 地方公共団体・地方独立行政法人 <u>(他の市町村)</u>	〔○〕 地方公共団体・地方独立行政法人 <u>(他の区市町村)</u>	指摘による変更	パブリックコメント
4	17	II 特定個人情報ファイルの概要 (1) 住民基本台帳ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 提供・移転の有無	〔○〕 提供を行っている（62）件	〔○〕 提供を行っている（60）件	指摘による変更	第三者点検
5	25	(別紙2) 番号法第9条第1項別表に掲げる事務	<u>番号法第9条第1項別表に掲げる事務</u> <u>番号法第9条第1項別表</u>	<u>番号法第9条第1項別表第一に掲げる事務</u> <u>番号法第9条別表第1項番号別表第一</u>	文言整理	第三者点検
6	39	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 宛名システム等における措置の内容	「 <u>団体内統合宛名等システムは、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に定められた事務を所掌する部署以外からの 特定個人情報へのアクセスが行えないような仕組みとしている。</u> 」	「 <u>団体内統合宛名等システムは、番号法別表第1及び関係主務省令に定められた部署以外からの 特定個人情報へのアクセスが行えないような仕組みとしている。</u> 」	内容整理	第三者点検
7	39	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (1) 住民基本台帳ファイル 3. 特定個人情報の使用 リスク2：権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク ユーザ認証の管理、具体的な管理方法	・住民記録システムを利用する必要がある職員を特定し、 <u>ユーザID又はICカードによる識別、パスワードによる認証を実施する</u> 。また、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで不正利用が行えない対策を実施している。 ・サービス検索・電子申請機能をイントラネットパソコン上で利用する必要がある職員を指定し、個人ごとのユーザIDを割り当てるとともに、IDとパスワードによる認証を行う。 ・イントラネットパソコンのログイン時に、 <u>ユーザID又はICカードによる識別とパスワード、顔認証等を組み合わせた多要素による認証を実施する</u> 。また、そのユーザがファイルサーバ上で利用可能なフォルダを制限することで不正利用が行えない対策を実施している。 ・住民記録システム、サービス検索・電子申請機能及びイントラネットにおいて、なりすましによる不正を防止する観点から、個人ごとの <u>ユーザID、ICカードを割り当て、共用ID、ICカードの利用を禁止している</u> 。	・住民記録システムを利用する必要がある職員を特定し、 <u>ユーザIDによる識別とパスワードによる認証を実施する</u> 。また、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで不正利用が行えない対策を実施している。 ・サービス検索・電子申請機能をイントラネットパソコン上で利用する必要がある職員を指定し、個人ごとのユーザIDを割り当てるとともに、IDとパスワードによる認証を行う。 ・イントラネットパソコンのログイン時に、 <u>ユーザIDによる識別とパスワード及び顔認証等の多要素による認証を実施する</u> 。また、そのユーザがファイルサーバ上で利用可能なフォルダを制限することで不正利用が行えない対策を実施している。 ・住民記録システム、サービス検索・電子申請機能及びイントラネットにおいて、なりすましによる不正を防止する観点から、個人ごとの <u>ユーザIDを割り当て、共用IDの利用を禁止している</u> 。	内容整理	パブリックコメント